

である場合においては、第三条の四第二項第九号及び第十号の基準とし、土地である場合においては、第三条の七第二項各号の基準とする。
 (冷藏倉庫)

第三条の十一 冷藏倉庫は、別表に掲げる第八類

物品を保管する倉庫とする。

2 冷蔵倉庫に係る施設設備基準は、第三条の三に定めるものほか、次のとおりとする。

一 第三条の四第二項各号（第四号から第六号まで及び第十一号を除く。）の基準に適合していること。

二 倉庫内の要所に、倉庫内と外部との連絡のための通報機その他の設備を有すること。

三 冷蔵室の保管温度が常時摂氏十度以下に保たれるものとして国土交通大臣の定める基準を満たしていること。

四 見やすい場所に冷蔵室の温度を表示する温度計が設けられていること。

(特別の倉庫)

第三条の十二 災害の救助その他公共の福祉を維持するため物品の保管を必要と認めて国土交通大臣が定める倉庫については、第三条の三から前条までの規定にかかわらず、その定める基準によるものとする。

(変更登録の申請等)

第四条 法第七条第一項の変更登録を申請しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した変更登録申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（以下「氏名等」といいう。）

二 変更に係る倉庫及び当該倉庫を所管する營業所の名称及び位置

三 変更しようとする事項及び変更予定期日

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更に係る倉庫が新たに営業に使用されるものである場合（規模の拡大を伴う主要構造（小屋組み、軸組み、床組み、外壁、屋根及び床並びに野積倉庫及び水面倉庫の周囲の防護施設をいう。以下同じ。）の変更（外壁及び屋根に係る配管設備の設置その他の構造耐力上支障がない軽微な変更を除く。）を含む。）にあつては、当該倉庫についての次に掲げる書類

イ 第二条第二項第一号（へを除く。）に掲げる書類

ロ 発券倉庫業者にあつては、集荷見積書

（第四号様式）並びに所要資金及びその調達方法に関する説明書（第六号様式）

二 規模の拡大を伴わない主要構造の一部の変更（倉庫の種類の変更を含む。）の場合にあつては、当該倉庫についての次に掲げる書類

イ 倉庫明細書（第一号様式）及び倉庫の種類を冷蔵倉庫に変更する場合にあつては冷

更（倉庫の種類の変更を含む。）の場合にあつては、当該倉庫についての次に掲げる書類

イ 倉庫明細書（第一号様式）及び倉庫の種類を冷蔵倉庫に変更する場合にあつては冷

更（倉庫の種類の変更を含む。）の場合にあつては、当該倉庫についての次に掲げる書類

ロ 第二条第二項第一号ハ及びニに掲げる書類

ハ 借庫の場合にあつては、所有者の承諾書

三 冷蔵倉庫の圧縮機、蒸発器又は防熱装置の

変更の場合にあつては、当該倉庫についての

冷蔵施設明細書（第二号様式）

前項（第一号に係る部分に限る。）の場合に

おいて、当該倉庫について、法第四条第一項の

登録若しくは法第七条第一項の変更登録が過去二年以内に行われている場合又は第四条の三第

四項の規定により有効な確認書が交付されてい

る場合であつて、これらの申請の際に提出され

た書類（国土交通大臣が定めるものに限る。）

の内容に変更がないときは、その旨を示すこと

をもつて当該書類の提出に代えることができる

。ただし、地方運輸局長は、特に必要がある

と認めるときは、当該書類を提出すべきことを命ずることができる。

4 前項の規定により変更登録の申請が行われたときは、当該申請に係る倉庫の施設及び設備は、当該変更登録において、第四条の三第一項の特定施設設備基準に適合しているものとみなす。

（軽微な変更）

第一項第一号に掲げる事項の変更の届出にあつては、法第七条第三項及び本条第二項の規定にかかるらず、貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令（平成七年運輸省令第三十七号。以下「一本化省令」という。）の定めるところによることができる。

（倉庫の基準適合確認証）

第一項第二号に係る届出のうち、法第四条第一項第一号に掲げる事項の変更の届出にあつては、法第七条第三項及び本条第二項の規定にかかるらず、貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令（平成七年運輸省令第三十七号。以下「一本化省令」という。）の定めるところによることができる。

（倉庫寄託約款の記載事項）

第一項第一号に掲げる事項を記載した書類

又は法第十三条第一項の許可の申請をしようとする者は、登録又は許可の申請に際して当該申

請書に前項第二号に掲げる事項を記載した書類

を添付することにより、第一項の手続に代える

ことができる。

（倉庫寄託約款の届出）

2 法第七条第三項の規定により、前項に規定する軽微な変更を行つた旨の届出をしようとする者は、次の通りとする。

一 当該倉庫の施設又は設備が特定施設設備基準に適合していないと認めるとき。

二 当該倉庫の所有者が偽りの不正な手段により当該確認を受けたとき。

三 寄託約款設定（変更）届出書を国土交通大臣又は地方運輸局長に提出しなければならない。

一 氏名等

二 設定又は変更をしようとする倉庫寄託約款（変更の場合にあつては、新旧の対照を明示すること。）

三 實施予定期日

2 法第三条の登録若しくは法第七条第一項の変更登録（倉庫の種類を変更する場合に限る。）又は法第十三条第一項の許可の申請をしようとする者は、登録又は許可の申請に際して当該申請書に前項第二号に掲げる事項を記載した書類を添付することにより、第一項の手続に代えることができる。

（倉庫寄託約款の記載事項）

法第三条の登録若しくは法第七条第一項の変更登録（倉庫の種類を変更する場合に限る。）又は法第十三条第一項の許可の申請をしようとする者は、登録又は許可の申請に際して当該申請書に前項第二号に掲げる事項を記載した書類を添付することにより、第一項の手續に代えることができる。

（倉庫寄託約款の記載事項）

法第三条の登録若しくは法第七条第一項の変更登録（倉庫の種類を変更する場合に限る。）又は法第十三条第一項の許可の申請をしようとする者は、登録又は許可の申請に際して当該申請書に前項第二号に掲げる事項を記載した書類を添付することにより、第一項の手續に代える

ことができる。

（倉庫寄託約款の記載事項）

一 当該倉庫の施設又は設備が特定施設設備基準に適合していないと認めるとき。

二 当該倉庫の所有者が偽りの不正な手段により当該確認を受けたとき。

三 寄託約款設定（変更）届出書を国土交通大臣又は地方運輸局長に提出しなければならぬ。

一 氏名等

二 設定又は変更をしようとする倉庫寄託約款（変更の場合にあつては、新旧の対照を明示すること。）

三 實施予定期日

2 法第七条第三項の規定により、前項に規定する軽微な変更を行つた旨の届出をしようとする者は、次の通りとする。

一 当該倉庫の所有者が偽りの不正な手段により当該確認を受けたとき。

二 寄託約款設定（変更）届出書を国土交通大臣又は地方運輸局長に提出しなければならぬ。

一 氏名等

二 設定又は変更をしようとする倉庫寄託約款（変更の場合にあつては、新旧の対照を明示すること。）

三 實施予定期日

2 法第七条第三項の規定により、前項に規定する軽微な変更を行つた旨の届出をしようとする者は、次の通りとする。

一 業務内容に関する事項

二 寄託の引受に関する事項

三 受寄物の入庫、保管及び出庫に関する事項

四 受寄物の損害保険に関する事項

五 受寄物に対する責任及び免責に関する事項

六 受寄物の損害賠償に関する事項

七 料金の收受に関する事項

八 発券倉庫業者にあつては、倉庫証券に関する事項

九 その他倉庫寄託約款の内容として必要な事項

（料金等の掲示等）

法第七条第三項の規定により倉庫業者は、當業所その他の事業所に次の各号に掲げる事項を利用者に見やすいように掲示するとともに、公衆の閲覧に供しなければならない。

一 保管料その他の料金（消費者から收受するものに限る。）

二 倉庫寄託約款

三 当該営業所その他の事業所ごとの倉庫の種類

四 冷蔵倉庫にあつては、当該営業所その他の事業所の倉庫の冷蔵室ごとの保管温度	五 法第二十五条の五の認定トランクルームにあつては、第二十条第三項に定めるトランクルーム認定証（第七号様式）
（公衆の閲覧の方法）	（公衆の閲覧に供することを要しない場合）
第七条の二 法第九条に規定する公衆の閲覧は、倉庫業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。	第七条の三 法第九条に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一 倉庫業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合	一 倉庫業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合
二 倉庫業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合	（倉庫管理主任者）
（倉庫業者は、倉庫ごとに一人の倉庫管理主任者を置かなければならない。ただし、次に掲げる倉庫にあつては、同一の者をもつて当該倉庫に係る倉庫管理主任者とすることができる。同一の敷地内に設けられている倉庫その他の機能上一体の倉庫とみなされる複数の倉庫は、同一の営業所その他の事業所が直接管理又は監督している複数の倉庫（同一都道府県の区域内に存在するものに限る。）であつて、それらの有効面積（国土交通大臣の定める倉庫にあつては、その有効面積又は有効容積を国土交通大臣の定めるところにより換算した値）の合計（認定トランクルームが当該複数の倉庫に含まれる場合には、当該認定トランクルームに係る床面積の合計を除く。）が国土交通大臣の定める値以下であるもの）	第八条 倉庫業者は、倉庫ごとに一人の倉庫管理主任者を置かなければならない。ただし、次に掲げる倉庫にあつては、同一の者をもつて当該倉庫に係る倉庫管理主任者とすることができる。同一の敷地内に設けられている倉庫その他の機能上一体の倉庫とみなされる複数の倉庫は、同一の営業所その他の事業所が直接管理又は監督している複数の倉庫（同一都道府県の区域内に存在するものに限る。）であつて、それらの有効面積（国土交通大臣の定める倉庫にあつては、その有効面積又は有効容積を国土交通大臣の定める値以下であるもの）

第九条 倉庫業者の選任する倉庫管理主任者は、講習を修了した者	第九条 倉庫業者の選任する倉庫管理主任者は、倉庫の管理の業務に関して三年以上の実務経験を有する者
四 国土交通大臣が第一号から前号までに掲げるものと同等以上の知識及び能力を有すると認められる者	三 国土交通大臣の定める倉庫の管理に関する講習を修了した者
（事業の譲受による承継の届出）	（事業の譲受による承継の届出）
第十三条 法第十七条第三項の規定により事業の譲受による倉庫業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書	第十三条 法第十七条第三項の規定により事業の譲受による承継の届出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書

（事業の譲受による承継の届出）	（事業の譲受による承継の届出）
第十三条 法第十七条第三項の規定により事業の譲受による倉庫業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書	第十三条 法第十七条第三項の規定により事業の譲受による承継の届出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書
（事業の譲受による承継の届出）	（事業の譲受による承継の届出）
第十三条 法第十七条第三項の規定により事業の譲受による倉庫業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書	第十三条 法第十七条第三項の規定により事業の譲受による承継の届出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書

（事業の譲受による承継の届出）	（事業の譲受による承継の届出）
第十三条 法第十七条第三項の規定により事業の譲受による倉庫業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書	第十三条 法第十七条第三項の規定により事業の譲受による承継の届出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書
（事業の譲受による承継の届出）	（事業の譲受による承継の届出）
第十三条 法第十七条第三項の規定により事業の譲受による倉庫業者の地位の承継の届出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書	第十三条 法第十七条第三項の規定により事業の譲受による承継の届出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書

(発券倉庫業者の合併又は分割の認可の申請)

第十六条 法第十八条第二項の認可を申請しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した合併認可申請書又は分割認可申請書を国土交通大臣又は地方運輸局長に提出しなければならない。

一 当事者の名称、住所及び代表者の氏名
二 合併又は分割の方法及び条件
三 合併又は分割予定期日

四 承継した倉庫業の範囲

二 前項の届出をしようとする者が相続開始の日
に倉庫業を営んでいない者であるときは、前項

の届出書に戸籍抄本及び相続人が欠格事由に該当しない旨の宣誓書を添付しなければならない。

二 設備を明らかにする書類

一 トランクルームに配置された倉庫管理主任者が第九条第一項各号に掲げる要件のうちいずれか一の要件を満たす者である旨を記載した書類

こととなつたものについては、改正後のこれら
の規定にかかるわらず、なお運輸大臣が行う。

附 則 (平成二年二月二六日運輸省令第
三号)

この省令は、公布の日から施行する。
この省令の施行前にした申請に係る運輸大臣
の権限であつて、この省令による改正後の倉庫
業法施行規則第一条第一項及び第二項の規定に
より新たに地方運輸局長（海運監理部長を含
む。）が行うこととなつたものについては、改
正後のこれらの規定にかかるわらず、なお運輸大
臣が行う。

附 則 (平成六年三月二九日運輸省令第
一號)

この省令は、平成六年四月一日から施行す
る。

附 則 (平成六年九月三〇日運輸省令第
四六号)

この省令は、行政手続法の施行の日（平
成六年十月一日）から施行する。

第一条 この省令は、行政手続法の施行の日（平
成六年十月一日）から施行する。

第二条 この省令は、聴聞に関する規定の整備に伴う経過措置

第三条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の規定によ
り行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益
处分に係るものと除く。）又はこれらのための
手続は、この省令による改正後の関係省令の相
当規定により行われたものとみなす。

附 則 (平成七年四月一四日運輸省令第
二五号)

この省令は、公布の日から施行する。ただ
し、第七号様式及び第八号様式の改正規定は、
平成七年四月を起算月とする四半期の期末倉庫
状況並びに受寄物出入庫高及び保管残高に係る
報告から適用する。

附 則 (平成七年六月二三日運輸省令第
三六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年六月二三日運輸省令第
三七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年二月二七日運輸省令第
一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年三月一八日運輸省令第
一二号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、高压ガス取締法及び液化石油ガ
スの保安の確保及び取引の適正化に關する法律
の一部を改正する法律の施行の日（平成九年四
月一日）から施行する。

附 則 (平成九年七月九日運輸省令第四
七号)

この省令は、私的独占の禁止及び公正取引の
確保に關する法律の適用除外制度の整理等に關
する法律の施行の日（平成九年七月二十日）か
ら施行する。

附 則 (平成一〇年三月一三日運輸省令第
八号)

この省令は、平成十年四月一日から施行す
る。

附 則 (平成一一年九月三〇日運輸省令第
四三号)

この省令は、平成十一年十月一日から施行す
る。

附 則 (平成一二年一月二九日運輸省
令第三九号)

この省令は、平成十三年一月六日から施
行する。

附 則 (平成一三年三月一五日国土交通
省令第三七号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行す
る。

附 則 (平成一四年一月三一日国土交通
省令第三三号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行す
る。

附 則 (平成一四年一月三一日国土交通
省令第三四号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行す
る。

附 則 (平成一四年一月三一日国土交通
省令第三五号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行す
る。

附 則 (平成一四年一月三一日国土交通
省令第三六号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行す
る。

附 則 (平成一四年一月三一日国土交通
省令第三七号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行す
る。

附 則 (平成一四年一月三一日国土交通
省令第三八号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行す
る。

附 則 (平成一四年一月三一日国土交通
省令第三九号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行す
る。

附 則 (平成一四年一月三一日国土交通
省令第三〇号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行す
る。

附 則 (平成一四年一月三一日国土交通
省令第三一号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行す
る。

書その他の文書は、この省令による改正後のそ
れぞの様式又は書式にかかるわらず、当分の
間、なおこれを使用することができる。

附 則 (平成一八年四月二八日国土交通省
令第五八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七八年三月七日国土交通省
令一二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七八年三月七日国土交通省
令二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七八年三月七日国土交通省
令二六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七八年三月七日国土交通省
令二九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年五月一日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年一月一九日国土交通省
令第二号)

この省令は、デジタル社会の形成を図るため
の規制改革を推進するためのデジタル社会形成
基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令
和六年四月一日）から施行する。

附 則 (平成一七年三月七日国土交通省
令二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月七日国土交通省
令二六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日)

この省令は、公布の日から施行する。

第八類物品 農畜水産物の生鮮品及び凍結品等の加工品その他の摂氏十度以下の温度で保管することが適当な物品

第一号様式（第2条、第4条関係）

出	外壁にある出入口
入	窓仕切り壁にある出入口
口	防火壁にある出入口
通	火 設 道
路	防 置 道
設	危 設 道
施	防 設 道
備	そ 設 道
置	通 防 設 道
そ	の 位 の 設 道
の	()
の	加

【参考】
「おはようございます」、その意味と由来、歴史、語源、英訳、類似表現の読み方と意味を詳しく解説します。なぜか、タクシードライバーが朝からおはようをうながすのです。
【解説】
おはようございますは、朝の挨拶として最も一般的な言葉です。朝の挨拶として最も一般的な言葉ですが、なぜかタクシードライバーが朝からおはようをうながすのです。
【意味】
おはようございますは、朝の挨拶として最も一般的な言葉ですが、なぜかタクシードライバーが朝からおはようをうながすのです。
【由来】
おはようございますは、朝の挨拶として最も一般的な言葉ですが、なぜかタクシードライバーが朝からおはようをうながすのです。
【歴史】
おはようございますは、朝の挨拶として最も一般的な言葉ですが、なぜかタクシードライバーが朝からおはようをうながすのです。
【語源】
おはようございますは、朝の挨拶として最も一般的な言葉ですが、なぜかタクシードライバーが朝からおはようをうながすのです。
【類似表現】
おはようございますは、朝の挨拶として最も一般的な言葉ですが、なぜかタクシードライバーが朝からおはようをうながすのです。
【読み方】
おはようございますは、朝の挨拶として最も一般的な言葉ですが、なぜかタクシードライバーが朝からおはようをうながすのです。
【英訳】
おはようございますは、朝の挨拶として最も一般的な言葉ですが、なぜかタクシードライバーが朝からおはようをうながすのです。
【関連】
おはようございますは、朝の挨拶として最も一般的な言葉ですが、なぜかタクシードライバーが朝からおはようをうながすのです。
【参考】
おはようございますは、朝の挨拶として最も一般的な言葉ですが、なぜかタクシードライバーが朝からおはようをうながすのです。

第一号様式（第2条、第4条関係）

第二回後編(第2章) 周易(占星術)	
問題	選択肢
問1 何が「占星術」の特徴か。	A. 未来予測 B. 現状分析 C. 命運占い D. 以上全て
問2 何が「周易」の特徴か。	A. 未来予測 B. 現状分析 C. 命運占い D. 以上全て
問3 「占星術」の由来はどこ。	A. ローマ B. ギリシャ C. 古代中国 D. 以上全て
問4 「周易」の由来はどこ。	A. ローマ B. ギリシャ C. 古代中国 D. 以上全て
問5 「占星術」の特徴は。	A. 未来予測 B. 現状分析 C. 命運占い D. 以上全て
問6 「周易」の特徴は。	A. 未来予測 B. 現状分析 C. 命運占い D. 以上全て
問7 「占星術」と「周易」の関係性。	A. 互いに競合する B. 互いに補完する C. 互いに統合する D. 互いに影響する
問8 「占星術」の歴史。	A. 古代ギリシャから始まる B. 古代ローマから始まる C. 古代中国から始まる D. 古代アラビアから始まる
問9 「周易」の歴史。	A. 古代ギリシャから始まる B. 古代ローマから始まる C. 古代中国から始まる D. 古代アラビアから始まる
問10 「占星術」と「周易」の関係性。	A. 互いに競合する B. 互いに補完する C. 互いに統合する D. 互いに影響する

[在京] 1. 当該冷蔵庫や冷凍室との隣接部の欄は、当該冷蔵庫に係る冷蔵室の名前を記載すること。
2. プラスチック冷却耳用部品の欄は、隕接装置による冷却方式の場合に限り記載すること。
3. 液温表示装置の欄は、当該冷蔵庫に係る液温表示がある場合に限り記載すること。
4. 製水器装置の欄は、当該冷蔵庫に係る製水装置がある場合に限り記載すること。
5. 増温装置の欄は、当該冷蔵庫に係る卓上型に冷却部が配置されている場合に限り記載すること。

(その二) 会議室の 内装・室内の名前
冷蔵庫
電気温水器
油圧式の昇降式机
電気扇
設置机
保育園
配置の実習問題
椅子
防音壁
木製の椅子
床
壁
窓
洗面所
便器
洗面台
鏡
手洗い場
便器

第三号様式（第3条の2関係）

(注)「価値の源泉及び手段統一」小口商品販賣小冊子について、は、施設又は野面による小口商品を保管する心方にあつては、

第四号様式（第4条、第10条、第15条、第16条、第18条関係）

第五号様式（第10条、第15条、第16条、第18条関係）

支票号		日期		金额		摘要	
大写	小写	年	月	日	元	角	分
科	日	年	月	日	元	角	分
基本户收入							
基本户支出							
转账收入							
转账支出							
现金收入							
现金支出							
结余							
期初余额							
期未余额							
公 入 会 计							
支 日 合 计							

第六号様式（第4条、第15条関係）

4番) 第七号様式(第20条関係)(日本産業規格A列)

第七号様式（第20条関係）（日本産業規格A列4番）（ISO9001-3・規範、ISO9001
規範、今後ISO9001-3の規範）

倉庫業法（昭和33年法律第121号）第25条の規定により下記に掲げるトランク

1. ドランクルームの性状及び性能
2. ドランクルームの性能
年 月 日

地方運動司長
運動發展司長

第八号様式（第24条関係）

第九号様式（第24条関係）

第十号様式（第24条関係）

第八号模式（第24集 開闢）（甲子年四月・癸卯・甲辰年六月・己未年九月）一九〇〇年
夏文光著

3. 認識は常に更新され、認識をも活性化すること。
3. 意識は常に更新され、認識をも活性化すること。
3. 意識は常に更新され、認識をも活性化すること。

3 実務的視点、論議等はは旨として記載し、その冒頭に「論考」の欄にて掲載すること。
4 「企画」の欄については、沿革資料についてお話をすることを避け、その他の資料につては第一回刊行までの記述のみで

(注意) 併せて、かつての書類(この場合はおひがい、一概書類、二概書類及び三概書類は同一概念)とみなす」と記載すること。